

平成十七年十月二十一日受領  
答 弁 第 一 六 号

内閣衆質一六三第一六号

平成十七年十月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成冊子『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における重要事項の削除に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省作成冊子『われらの北方領土―二〇〇四年版―』における重要事項の削除に関する質問に対する答弁書

一について

「われらの北方領土」は、外務省に保管されている関連資料により確認できる範囲では、千九百六十九年には発行されている。

二について

外務省に保管されている関連資料により確認できる範囲では、二〇〇四年版の発行部数は四万三千部、経費は二百九万九千四百七十五円、二〇〇三年版の発行部数は六万六千部、経費は四百三十九万三千三百六十二円、二〇〇二年版の発行部数は八万五千部、経費は四百五十八万七千四百五十円、二〇〇一年版の発行部数は八万五千部、経費は三百九十七万九千六百五十七円、及び二〇〇〇年版の発行部数は十萬部、経費は四百七十七万四千円である。

三について

北方領土問題に関する政府の現在の方針は、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞

群島の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結するというものである。

#### 四について

「われらの北方領土」は、外務省が、北方領土問題に関する我が国国民一人一人の正しい認識を深めることを目的としてこれまでほぼ毎年発行してきたものであり、北方領土問題に関する我が国の立場、北方領土の歴史、戦前・戦後の諸宣言・諸条約等における北方領土の取扱い、ソビエト社会主義共和国連邦及びロシア連邦との外交交渉を中心に説明するとともに、関連する諸宣言等を「資料編」として掲載しているものである。

#### 五及び六について

お尋ねの記述については、「われらの北方領土 一九九三年版」から「われらの北方領土 二〇〇三年版」までの外務省が発行したすべての「われらの北方領土」に記載されている。

#### 七から十三までについて

お尋ねの記述については、校正の段階で欠落したものであり、次回版には盛り込む予定である。

なお、お尋ねの記述と同趣旨の内容が、「われらの北方領土 二〇〇四年版」の「一・はじめに」に記

載されている。

十四及び十五について

「日露間領土問題の歴史に関する日本国外務省とロシア連邦外務省の共同作成資料集」は、我が国及びロシア連邦の国民が、両国間の領土問題を正しく理解するための一助として、両国の外務省が共同で作成したものであり、重要な資料集であると考えている。

十六及び十七について

お尋ねの記述については、「われらの北方領土 一九九三年版」から「われらの北方領土 二〇〇三年版」までの外務省が発行したすべての「われらの北方領土」に記載されている。

十八から二十四までについて

お尋ねの記述については、校正の段階で欠落したものであり、次回版には盛り込む予定である。

なお、「われらの北方領土 二〇〇四年版」の「資料編」に、「日露関係に関する東京宣言」、「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」、「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」、「平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明」及び「日露行動計画」が掲載さ

れており、これらの文書の中に御指摘の共同作成資料集の意義を踏まえた記述がある。